

不適正な訓練実施記録作成に関わる処置について

(社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

JIS Z 2305 に基づく非破壊試験技術者は、自己の有する技術をもって各種構造物などの健全性を保証することにより、社会に貢献するという崇高な任務を担っています。その資格試験の受験申請で提出される「訓練実施記録」において、不適正な記録を作成し、2010年春期受験申請に使用されたことが、受験申請書類の審査において発覚致しました。

当協会では、認証事業本部倫理苦情処理委員会を中心に事実関係の調査を進め、過日、その結果に基づいた処分を不適正な訓練実施記録を作成した雇用責任者とそれを使用した受験者に通知致しました。

「訓練実施記録」は、訓練先が事実に基づいた実施記録（文書）を発行し、受験者及び雇用責任者が事実と相異なることを確認した上で受験申請書と併せて提出するものです。よって、「訓練実施記録」を発行した団体は無論のこと、それを使用したものにも内容が相違ないことを証明する責任があります。不適正な「訓練実施記録」の発行という行為は、技術者の資質に欠けるだけではなく、非破壊試験技術者全体、ひいては社会全体を裏切る行為と言わざるを得ません。

不適正な「訓練実施記録」の作成及び使用に関与した者の猛省を促すとともに、本件についての事実関係と処置内容を次に公表します。

<不適正な訓練実施記録発行及び使用>

1. 事実関係

- ①JSNDI 試験委員会による受験申請書類の審査において、不適正な「訓練実施記録」が使用されていることを確認。受験申請については受験資格不適格とし、倫理苦情処理委員会に申立てを行った。
- ②倫理苦情処理委員会が、訓練責任者A氏（外部団体）、企業B雇用責任者C氏、同企業社員である受験者D氏に事実確認を行ったところ、次の事実が明らかとなった。
 - ・訓練責任者A氏（外部団体）は、不適正な「訓練実施記録」に記載された訓練期間に訓練を行っていないため、訓練実施記録を発行していない。
 - ・企業Bでは、外部団体の訓練を受講した際に発行された「訓練実施記録」の訓練実施期間等を空白としたシートを作成・保存していた（本来、作成してはならないもの）。
 - ・C氏は、外部団体発行の「訓練実施記録」のシートの空白部分に必要な事項を記入し、訓練実施記録を作成した。
 - ・D氏は、「訓練実施記録」を含む、受験申請書類の内容を確認せずに申請した。

2. 処分内容

確認できた事実について、次の処分を決定した。

A氏：本件について関与の事実がないため、処分なし。

C氏：すべての非破壊試験技術者資格を6ヵ月停止。

（現在、C氏は非破壊試験技術者資格を有していないため、資格取得時点から本処分を適用とする）
証明者としての資格を3ヵ月停止。

D氏：不適正な訓練実施記録による受験申請が不適格となり、受験に至っていないことでもあり、
嚴重注意。（現在、D氏は非破壊試験技術者資格を有していない）

(以上)